

# 都市再生整備計画(第1回変更)

たかさきえきしゅうへん  
高崎駅周辺地区(第2期)

群馬県 たかさきし  
高崎市

令和7年10月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	■
都市再生整備計画事業	□
まちなかウォークブル推進事業	□

## 目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	群馬県	市町村名	たかき 高崎市	地区名	たかきえきしゅうへん 高崎駅周辺地区(第2期)	面積	181	ha
計画期間	令和	7	年度	～	令和	11	年度	
				交付期間	令和	7	年度	～
					令和	11	年度	

<p><b>目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>魅力的な都市機能が集積し、広域から人・もの・情報が集まる都市</li> <li>官民が協働し、賑わいあふれる都市</li> <li>都市空間での日常生活を、安心・快適に暮らし続けられる都市</li> </ul>
<p><b>目標設定の根拠</b></p> <p>都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。</p> <p>本市は平成の大合併により人口が約37万5千人となった平成23年4月1日に中核市に移行した。合併により市域は459.16km<sup>2</sup>に拡大したが、人口の約67%は旧高崎地域に居住しており、旧高崎地域の郊外部や一部の旧町村地域では人口減少・高齢化の進行が見られる。それは今後より顕著に進行し、やがて中心市街地においても同様に進むと予想される。本市の都市づくりの理念である高崎市第6次総合計画では「いつまでも、ずっと暮らしたい高崎」を、高崎市都市計画マスタープランでは「多核連携都市の形成」の実現を掲げているが、人口減少に伴い市街地の低密度化が進行し都市のスポンジ化が進み、一定の人口集積によって支えられる生活利便施設や拡散した都市インフラの維持が困難となることが懸念される。このことから、持続可能な都市であるために居住機能及び都市機能の適切な配置、誘導を順次進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高崎駅周辺の都心拠点             <ul style="list-style-type: none"> <li>既存商業・業務機能や新たな大規模集客施設等の高次都市機能の集約強化、交流人口・集客人口の増加により、本市及び周辺都市を圏域とする広域拠点の形成を図る。</li> </ul> </li> <li>他の鉄道駅周辺や各支所周辺等のサブ拠点・地域中心拠点             <ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能を誘導すべき拠点地域を明確にするとともに、地域の生活圏の中心として必要な機能が集約された拠点の形成を図る。</li> </ul> </li> <li>拠点間の移動             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域や拠点をつなぐ公共交通ネットワークの充実・強化を図り、誰もが拠点にアクセスしやすい交通環境の整備を図るとともに、コミュニティバス路線の利便性向上・効率化・公共交通ネットワークの強化・JR信越線新駅設置を推進し、一体的な高崎の形成を図る。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、公的不動産の活用については「高崎市公共施設等総合管理計画」において、社会経済状況や時間の経過によって変化する市民ニーズを的確に捉え、施設の複合化・集約化に取り組み、施設規模の適正化に努めるとともに、廃止した公共施設や不要と判断された施設は、民間活用や売却を推進し、施設の利用を検討するとしている。</p> <p><b>まちづくりの経緯及び現況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市は古くより交通の要衝として栄え、現在もJR高崎駅の乗車人員数は県内1位である等、群馬県の玄関口であるとともに全国有数の広域交流拠点である。中でも高崎駅周辺は高崎市第6次総合計画において高崎に「人・もの・情報」を集積させるための第一の拠点に位置づけられ、市全体の発展を牽引する役割を担っている。また、北陸新幹線の金沢延伸、国道354号バイパスの全線開通、高崎玉村スマートインターチェンジ及び産業団地の整備等、物理的な条件が整い、広域交流圏は更に拡大している。</li> <li>本地区においては、区画整理事業による基盤整備や市街地再開発事業による建築物整備を進めており、さらには高崎アリーナや高崎芸術劇場、Gメッセ群馬等の相次ぐ集客施設の建設により、JR高崎駅周辺を中心に商業施設・マンションの建設等の民間投資が促進され、地区内人口数増、地価の上昇といった効果が発現している。今後さらに拠点施設等の集積が進むことにより交流人口・集客人口の増が期待されるため、本計画において、住む人も来街する人も快適で心地よく安全に過ごすことができ、駅周辺の賑わいがエリア全体に波及するようなまちづくりを目指す。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JR高崎駅の乗車人数は県内最多であり、駅周辺の歩行者数も増加しているが、駅西口の商店街には効果が波及しておらず、市民の声アンケートでも「まちなかの活性化が図られている」と回答した割合は29.9%であり、前回の28.7%から微増で「まちなか」の求心力回復には至っていない。</li> <li>駅周辺ではマンション建設が進み、市外及び県外からの転入者が増加しているが、子どもが遊べる場所・市民が集まれる場所が不足し、子育て世代を対象にしたアンケートでも雨天時や暑い日・寒い日でも子どもが安心して遊べる屋内の遊び場を求める意見が多く見られる等、増加した需要を満たすための環境整備が不足した状況である。</li> <li>まちなかオープンカフェ・まちなかコミュニティサイクル推進事業により来街者の回遊性を向上させるよう取り組んでいるが、駅周辺では歩行者数が増加したものの周辺部では横ばいの状況で賑わいが波及していない。</li> <li>近年、地球規模での気候変動・地球温暖化に加え、都市化の進行に伴うヒートアイランド現象を背景とした猛暑が続く、なかには40℃を超えるような命の危険を伴う状況が発生していることを受け、都市空間でも安心・快適に過ごせる環境づくりが急務となっている状況である。</li> </ul> <p><b>将来ビジョン(中長期)</b></p> <p>『高崎市第6次総合計画』⇒ 商業、文化、スポーツ施設などの都市機能が集積する第一の拠点であり、「変革する高崎」を実現するため本市の更なる発展を牽引する役割を担う地区であるとしている。</p> <p>『高崎市都市計画マスタープラン』⇒ 「魅力と存在感のある交流創造都市」を実現するため、都市拠点機能の集積と充実を図るとしている。</p> <p>『高崎市中心市街地活性化基本計画』⇒ 広域圏からの来訪者(交流人口)の増加を主眼に「賑わい・交流・文化都心」の創出を掲げ、特に「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できる、拠点・回遊性のまち」を目指すとしている。</p> <p>『高崎市立地適正化計画』⇒ 高崎駅周辺は都市機能誘導区域の位置づけにあり、高崎市の発展を牽引する中核的エリアであるとともに、市域を超えた広域交流を実現する拠点として高次都市機能の誘導を図るとしている。</p>

**都市構造再編集集中支援事業の計画 ※都市構造再編集集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。**

**都市機能配置の考え方**

- ・高崎駅周辺地区は、高崎市の発展を牽引する中核的エリアであるとともに、市域を超えた広域交流を実現する拠点としての役割を担うことから、市域全域及び近隣市町村を含む3次生活圏全体に便益を供するような高次都市機能の誘導を図る。
- ・都市機能誘導区域には整備済みの高崎アリーナ、高崎芸術劇場に加え、高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業による複合ビルが建設予定であり、当ビル内に子ども図書館のほか、憩い・賑わい施設としての地域交流センター、さらにはテレワーク拠点施設、子育て世代活動支援センターを整備する。
- ・都市機能誘導区域の設定に際して、高崎駅から歩ける範囲を目安としており、駅東西の回遊性を確保するために高崎駅東口ペDESTリアンデッキを延伸する。
- ・高崎駅周辺の中心市街地では将来、人口密度の低下に伴い低未利用地や空き家が増加し、良好な市街地環境を阻害するおそれがあるため、高崎駅周辺においてマンション建設を促進する(高崎市居住誘導策)。
- ・集客力・回遊性に加え、地方都市の中心市街地の生活圏等における柔軟な働き方の実現に寄与するため、国から認定を受けている「かわまちづくり計画」に基づき、高崎産農産物を県内外へPRするための紹介・即売・飲食可能な「観光客の休憩スペース」や多目的交流スペースと、地域住民にも広く利用してもらえるようなコワーキングスペースを含めた高松かわまち展望レストハウスを整備する。併せて駐車場から歩行者デッキ・EVを整備し、バリアフリーな移動を可能にさせ公共の用に資するとともに中心市街地の活性化につなげる。
- ・近年の猛暑により都市空間の安心性や快適性を脅かす状況であることから、既に実施済みの高崎駅東口ペDESTリアンデッキ同様、西口ペDESTリアンデッキにおいても日よけ施設の整備や地表面へ遮熱性平板を設置することで暮らしやすい環境づくりの実現に寄与していく。また、西口ペDESTリアンデッキ上には照明施設がないエリアが多く、暗い箇所も散見されることから、東口同様にデッキの足元へ照明施設を設置することや、バリアフリー新法施行前に設置した駅前の既存トイレについて、現在の基準に適合するよう最新のバリアフリーへ改修を行うことで、誰もが安心・安全に利用できる都市空間を目指す。

**都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方**

- ・本市の持つ高い交通拠点性を生かし、公共交通(JR高崎駅)からも高速道路(高崎玉村スマートIC)からもアクセスのよい中心拠点地域において、文化・芸術・教育・子育て・ビジネスが一体となったエリアを整備することで都心部の求心力・集客力をさらに強化し、そこで生される効果を全市域に波及させていく。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

**目標を定量化する指標**

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
歩行者・自転車通行量	人/日	中心市街地の42地点において、10時から20時までの歩行者・自転車通行量を調査する	誘導施設の整備により交流人口が増え、まちなかの回遊性を高める事業により地区内の歩行者・自転車通行量を増加させる	282,400人/日	R6	283,500人/日	R11
高崎駅乗員人数	人/日	JR東日本が発表するJR高崎駅の1日平均乗車人員	誘導施設の整備における来街者や、安心・安全なまちづくりによって居住者が増えることにより、駅の利用者数が増加する	45,798人/日	R5	48,400人/日	R11
駅から施設までの所要時間	分	JR高崎駅から子ども図書館までの徒歩での所要時間	誘導施設を含む再開発ビルにペDESTリアンデッキが接続されることで歩行者の安全性が確保されるとともに、所要時間が短縮される。	12分	R6	8分	R11
地表面の温度低下	℃	最高気温約35℃の日にJR高崎駅西口ペDESTリアンデッキの表面温度を計測する	屋根整備や遮熱性平板を設置することにより地表面の温度を低下させ、利用者が安心かつ快適に過ごすことのできる都市空間を作り出す。	54.7℃	R7	38℃	R11

整備方針等

様式(1)-③

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【魅力的な都市機能が集積し、広域から人・もの・情報が集まる都市】</p> <p>高崎駅東口栄町地区に建設予定である市街地再開発事業による複合ビルに、子ども図書館、地域交流センター、テレワーク拠点施設、子育て世代活動支援センター等の整備を一体的に進めることで、既に整備されている高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬といった集客施設とともに市内外からの来訪者を獲得し、本市中心部の拠点性をさらに高める。</p>	<p>【基幹事業】</p> <p>地域生活基盤施設：高崎駅東口ペDESTリアンデッキ                      高次都市施設：パブリックスペース、テレワークスペース、子育てなんでもセンター                      誘導施設：子ども図書館</p> <p>【関連事業】</p> <p>土地区画整理事業：高崎駅周辺(西口)地区                      土地区画整理事業：東口第二地区                      市街地再開発事業：高崎駅東口栄町地区</p>
<p>【官民が協働し、賑わいあふれる都市】</p> <p>高松かわまち展望レストハウスを整備することにより、レストハウスを含む集客施設等の利用のために駅周辺を訪れた来訪者が、コミュニティサイクル事業・オープンカフェ事業を活用し高松地区まで広範囲を回遊することが可能となり、アーケード活性化事業によって発信しているまちなかの魅力に触れる機会も増えることで、街全体が賑わう。</p>	<p>【基幹事業】</p> <p>地域生活基盤施設：歩行者デッキ・エレベーター                      高次都市施設：高松かわまち展望レストハウス</p> <p>【関連事業】</p> <p>まちなかオープンカフェ推進事業                      まちなかコミュニティサイクル推進事業                      コミュニティ施設活動支援事業                      都市計画道路仲通り線中央アーケード活性化事業</p>
<p>【都市空間での日常生活を、安心・快適に暮らし続けられる都市】</p> <p>高崎駅西口ペDESTリアンデッキに屋根整備や遮熱性平板の設置を行い地表面の温度低下させることで、駅と各施設(複合商業施設・バス停留所・駐車場・駐輪場等)を結ぶ都市空間について、利用者が安心かつ快適に過ごせる環境を作り出す。合わせて安全な歩行環境確保のため照明施設の整備や、誰もが安心して利用できるよう、駅前の既存トイレを最新のバリアフリーへと改修する。</p>	<p>【基幹事業】</p> <p>高質空間形成施設：高崎駅西口バリアフリートイレ                      高質空間形成施設：高崎駅西口ペDESTリアンデッキ(照明施設)                      暑熱対策事業：高崎駅西口ペDESTリアンデッキ(日よけ施設、遮熱性平板)</p>
<p>その他</p>	
<p>【まちづくりの住民参加事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高崎駅前通り商店街で行われる「にぎわい創出支援事業」をはじめ、まちなか回遊ルートを構成する主な商店街では、一大風物詩である「夏祭り」のほか「沿道飾花活動」等の地域コミュニティ活動が積極的に行われ、交流人口の増加に寄与している。</li> <li>・高崎商工会議所を基本とした若手有志により、高崎を「パスタの街」としてアピールするブランド戦略が展開され、それを活用したイベントである「キングオブパスタ」は、まちなかの「もてなし広場」で毎年定期開催されており、多くの来場者を集める観光行事となっている。</li> <li>・高崎中央銀座商店街で発足した「まちづくり協議会」ではアーケード街の賑わい創出のために「まちなかオープンカフェ推進事業」を実施するとともに、打ち水・浴衣の着付け・縁日等を行う「打ち水大作戦」などのイベントを開催している。</li> </ul> <p>【官民連携事業事例】</p> <p>『道路占用許可特例(都市再生特別措置法46条10)』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高崎まちなかオープンカフェ推進協議会」は高崎商工会議所を中心に地元商店街、飲食店、高崎市等で委員を構成し、「まちづくり協議会」は地元町内会区長、商店街、飲食店等で委員を構成しており、いずれも地元の意見調整等を自ら行うことで公平性を担保する能力を有する組織であることから、オープンカフェ事業の事業主体に選定する。</li> <li>・「高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会」も同様に、地元の意見調整等を自ら行える委員構成の市内唯一の組織であり、コミュニティサイクル事業の事業主体に選定する。</li> </ul>	





制度別詳細1(道路占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

			制度の活用計画	
占用対象施設			占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	オープンカフェ(カフェならびに食事施設)の椅子等	路線名:主要地方道藤木高崎線歩道部(宮元町13番の2~連雀町104番の区間) 路線名:主要地方道あら町下室田線歩道部(あら町240番~宮元町273番) 路線名:主要地方道高崎停車場線歩道部(あら町2番1~八島町63番7の区画) 路線名:高崎市道A572号線歩道部(鞆町86番地~鞆町18番の区間) 路線名:高崎市道A629号線歩道部(連雀町24番地1~旭町30番地1の区間) 路線名:高崎市道A572号線歩道部(新紺屋町15番地1~寄合町28番地2の区間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェならびに食事施設周辺の清掃を実施する。</li> <li>・歩道部にゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する。</li> <li>・店舗周辺の歩道部分に違法駐輪が増えないよう、利用者へのマナーの周知を図る。</li> </ul>
	2	自転車駐輪器具(サイクルポート)	路線名:主要地方道藤木高崎線歩道部(宮元町13番の2~連雀町104番の区間) 路線名:主要地方道高崎停車場線歩道部(あら町2番1~八島町63番7の区画) 路線名:高崎市道A633号線歩道部(八島町36番地2~八島町39番地1の区間) 路線名:高崎市道A654号線歩道部(旭町34番地2~八島町214番地2の区間) 路線名:高崎市道A629号線歩道部(連雀町24番地1~旭町30番地1の区間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車駐輪器具に落ち葉が吹きだまらないよう、乗り降りするエリアをこまめに清掃する。</li> <li>・自転車駐輪器具設置個所の周囲で違法駐輪が起きないように、注意喚起を徹底する。</li> </ul>
	3			
	4			
	5			

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

道路占用許可特例対象施設

凡例 (道路占用許可特例の対象となる施設)

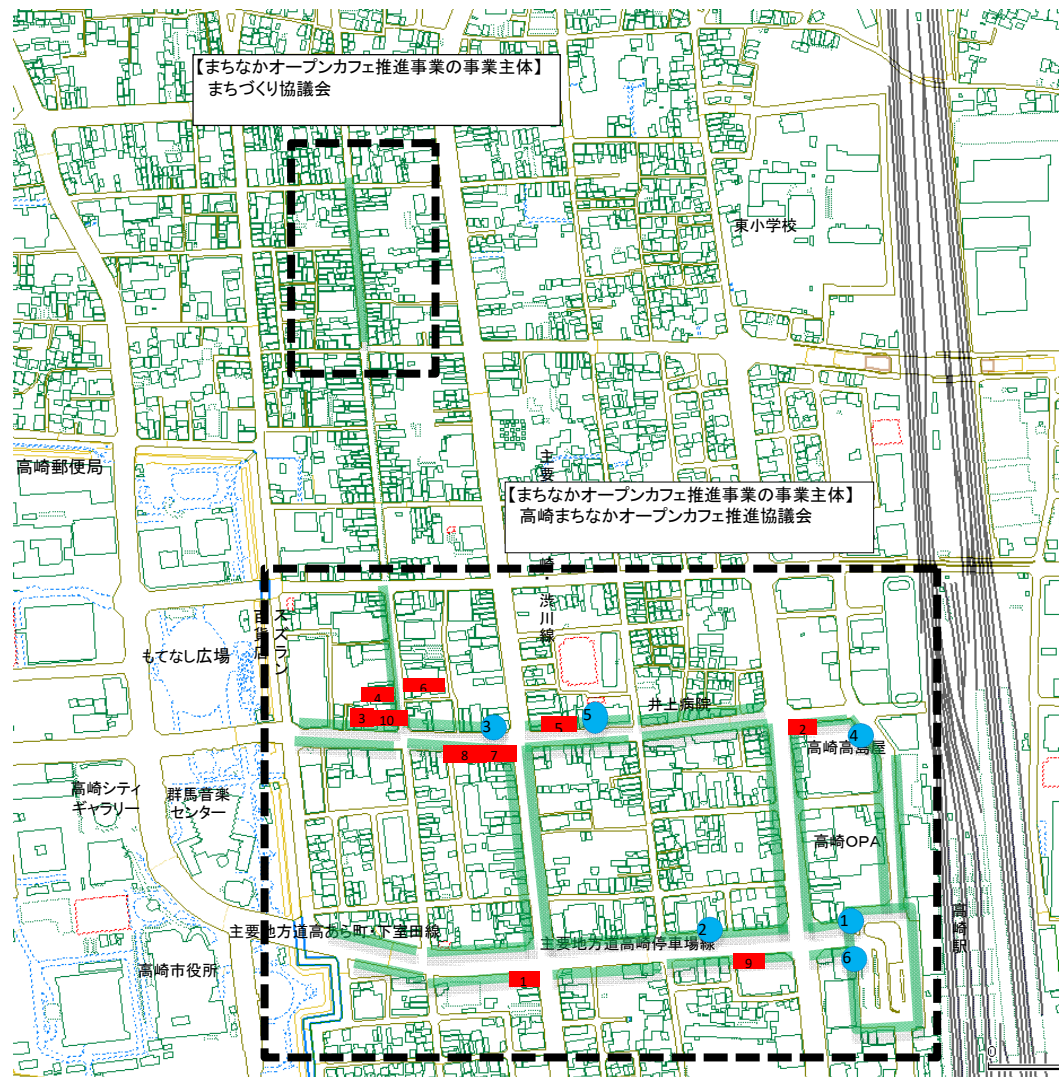
- 1. オープンカフェ(カフェならびに食事施設)



- 2. 自転車駐輪器具(サイクルポート)



- 3. 道路占用許可の特例を活用しにぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域



# 制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

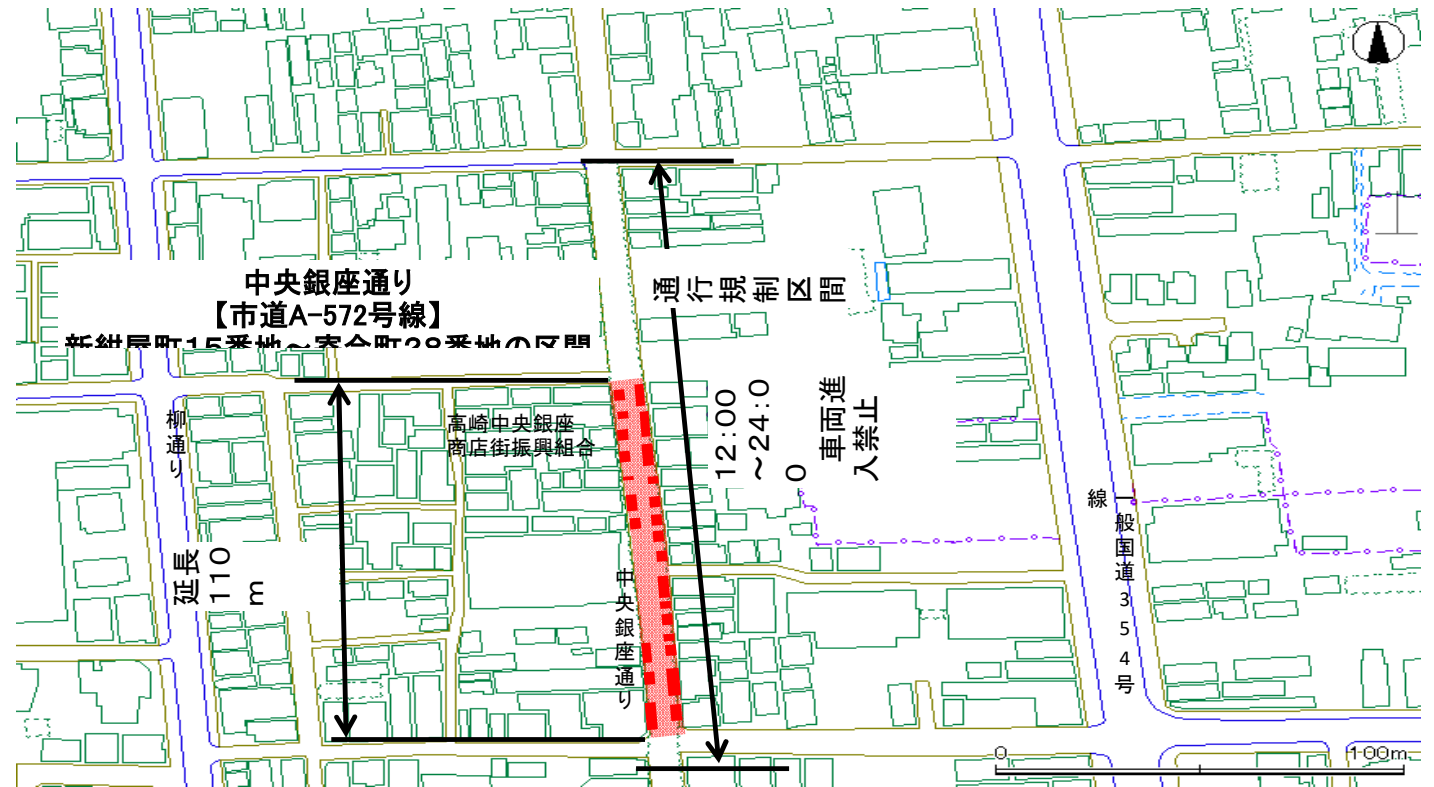
## 制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

### 道路占用許可特例対象施設

道路占用許可の特例を活用しにぎわいのあるまちづくりを行なう予定の区域

食事施設(ベンチ・テーブル)

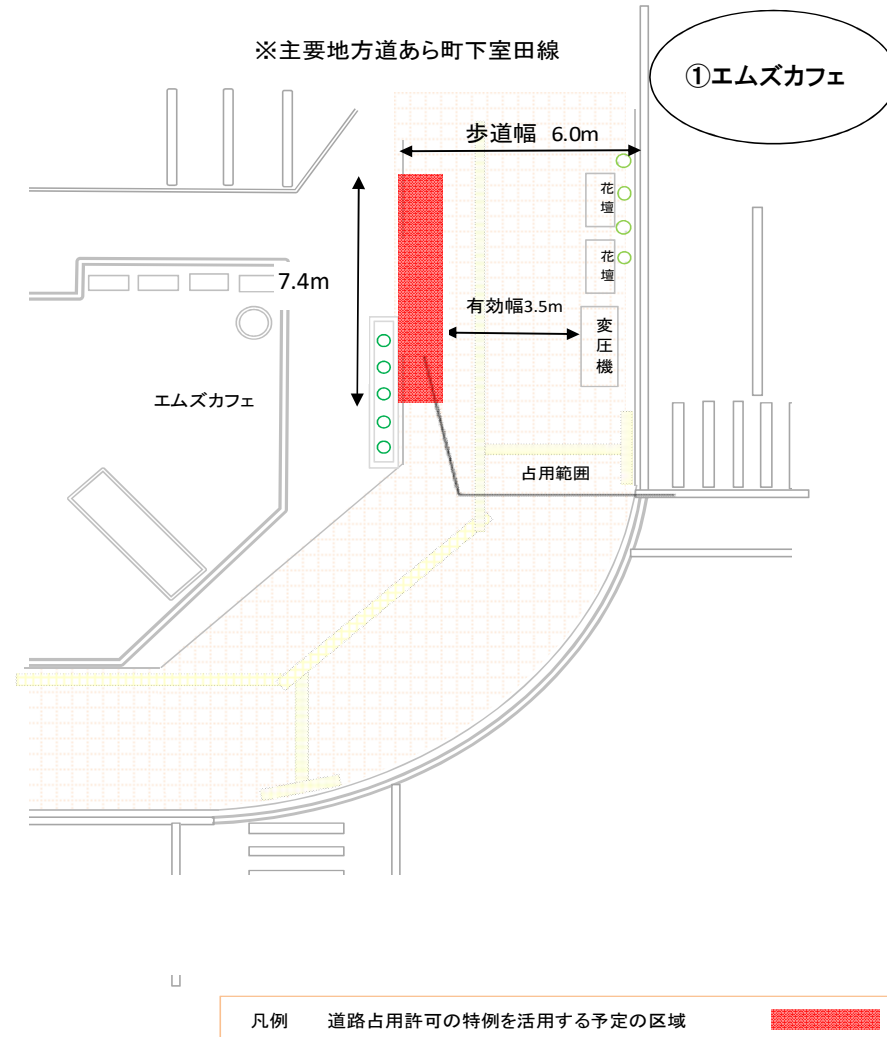
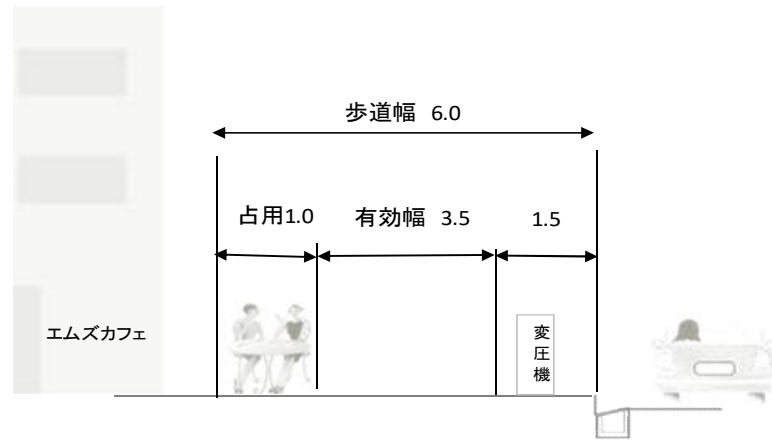


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)

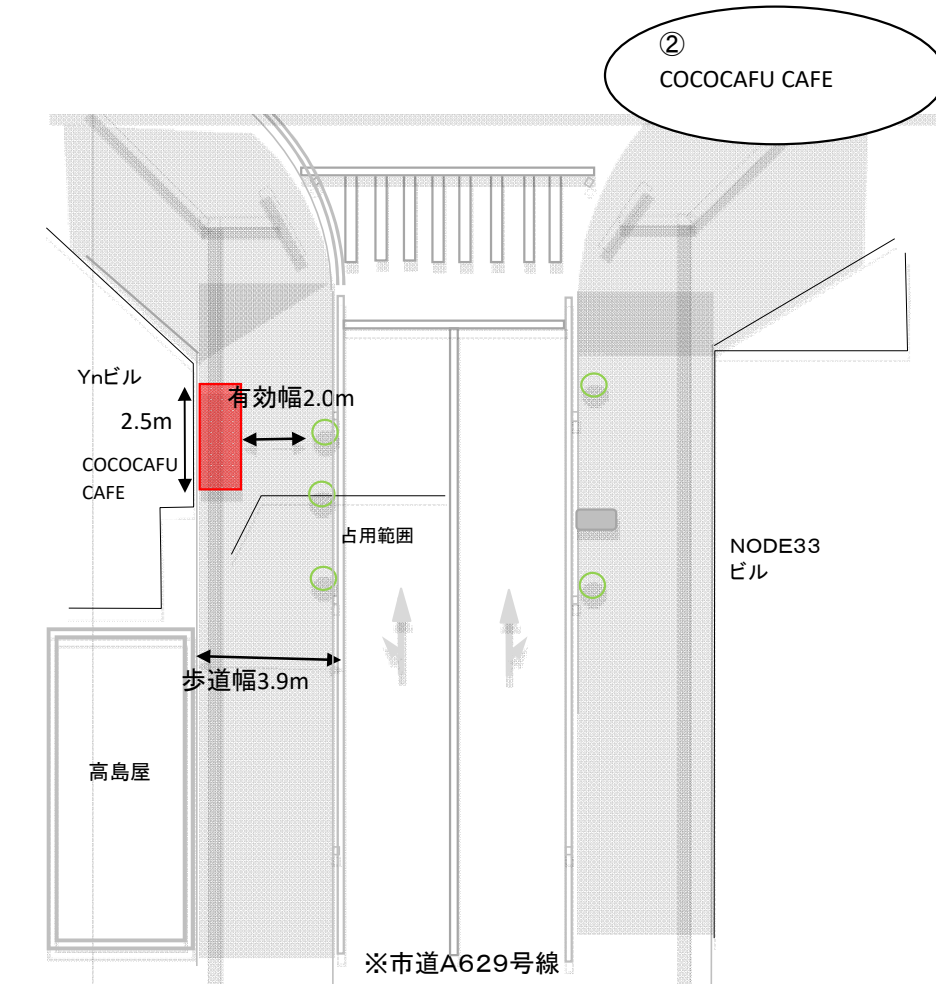
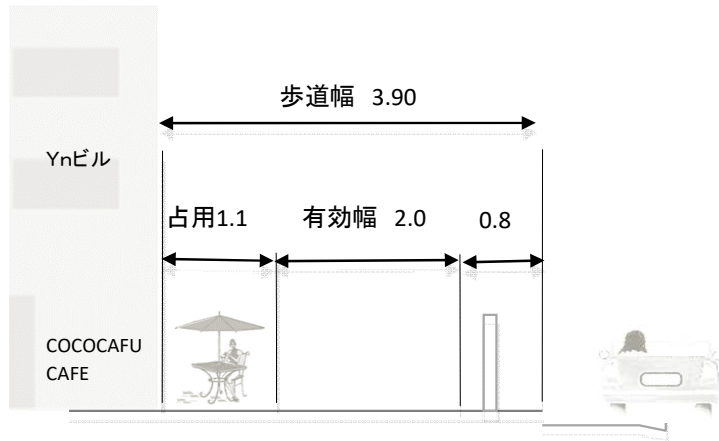


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



# 制度別詳細1-1-①(道路占用に関する事項)

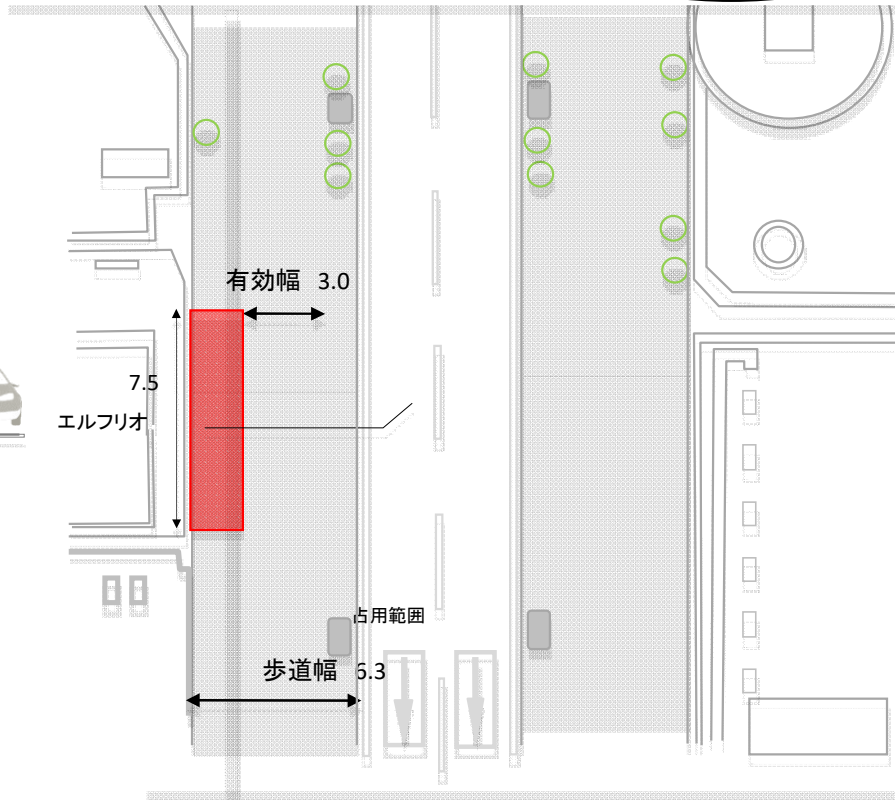
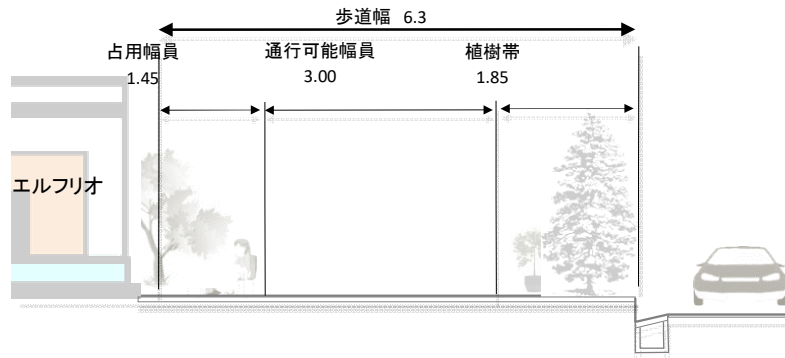
## 制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

### 1.オープンカフェ(食事施設)

※ 主要地方道藤木高崎線

③ エルフリオ



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

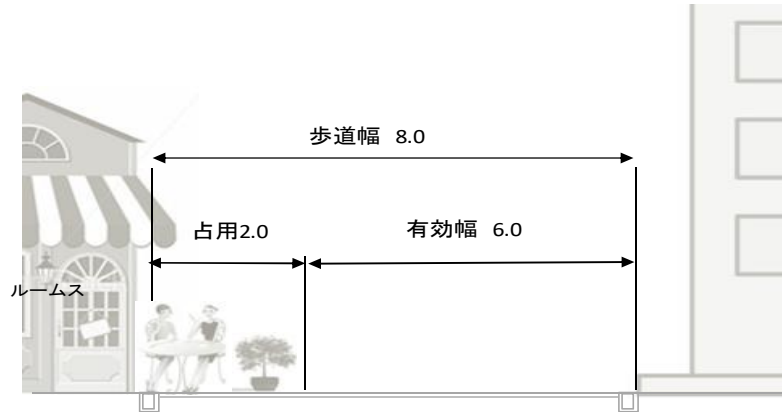


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

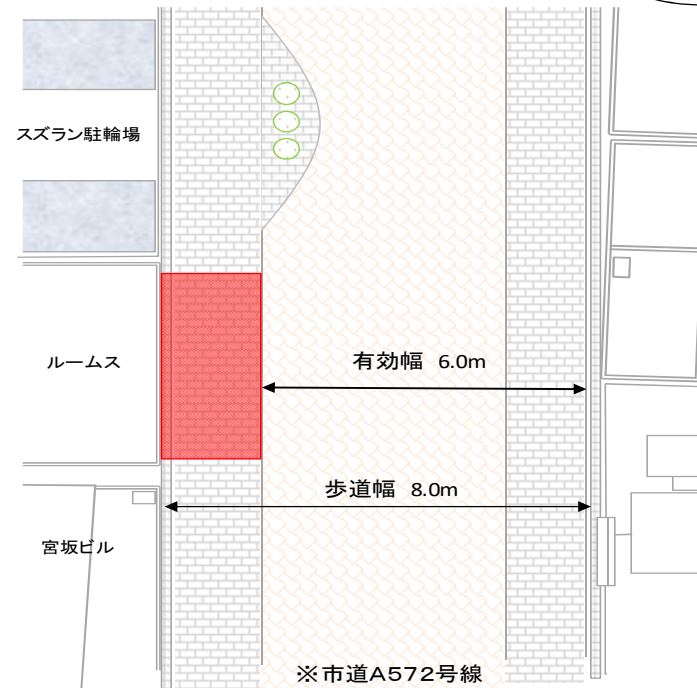
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



④ルームス



※市道A572号線  
(さやもーる)

※歩行者専用道路時間帯に限る。  
(午後0時～午前0時)

凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

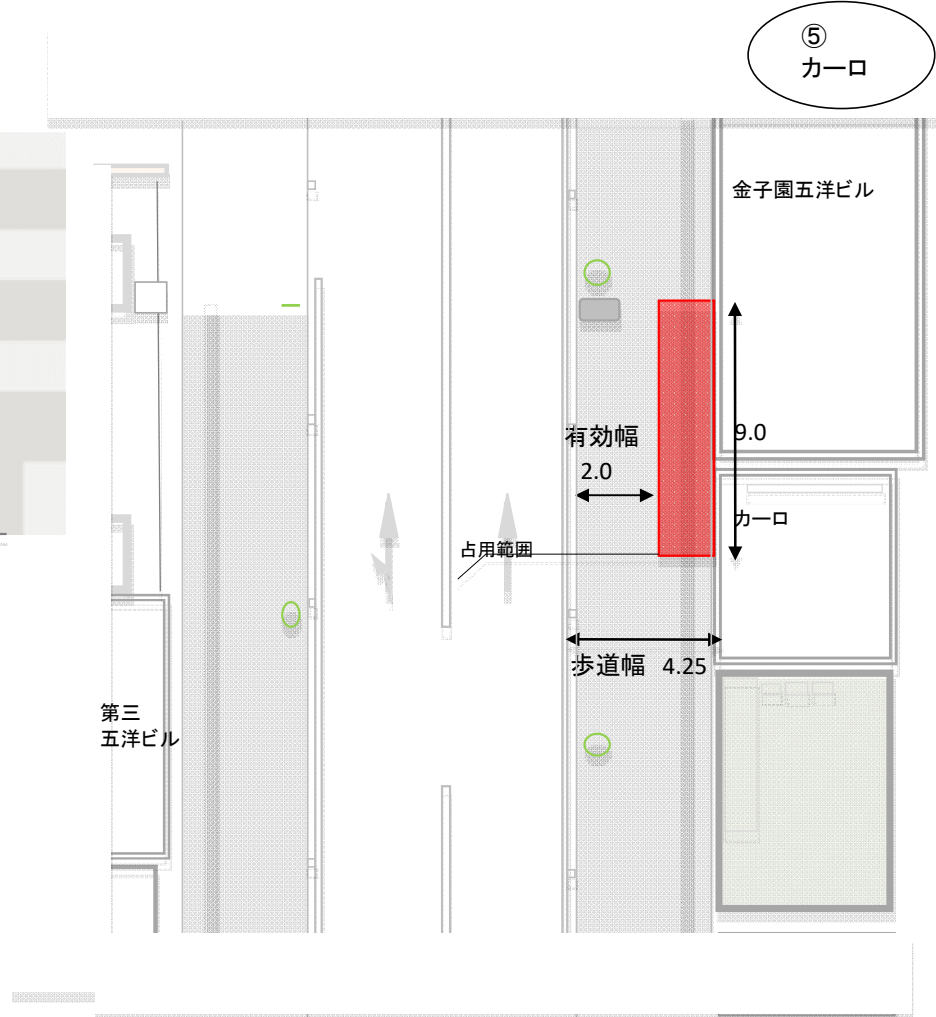
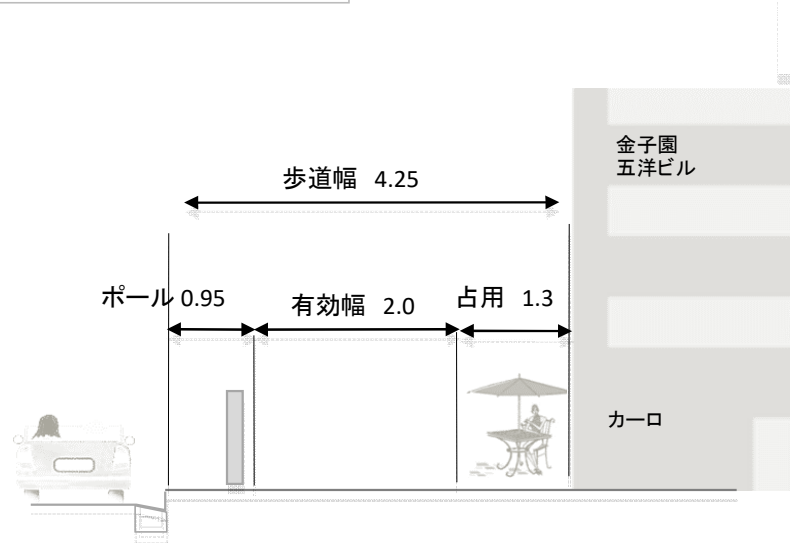


# 制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

## 制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

### 制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

#### 1.オープンカフェ(食事施設)



⑤  
カーポート

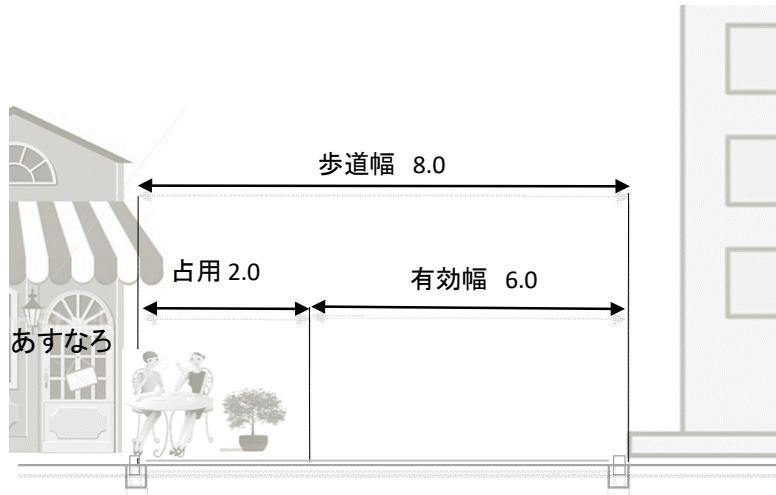
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

# 制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

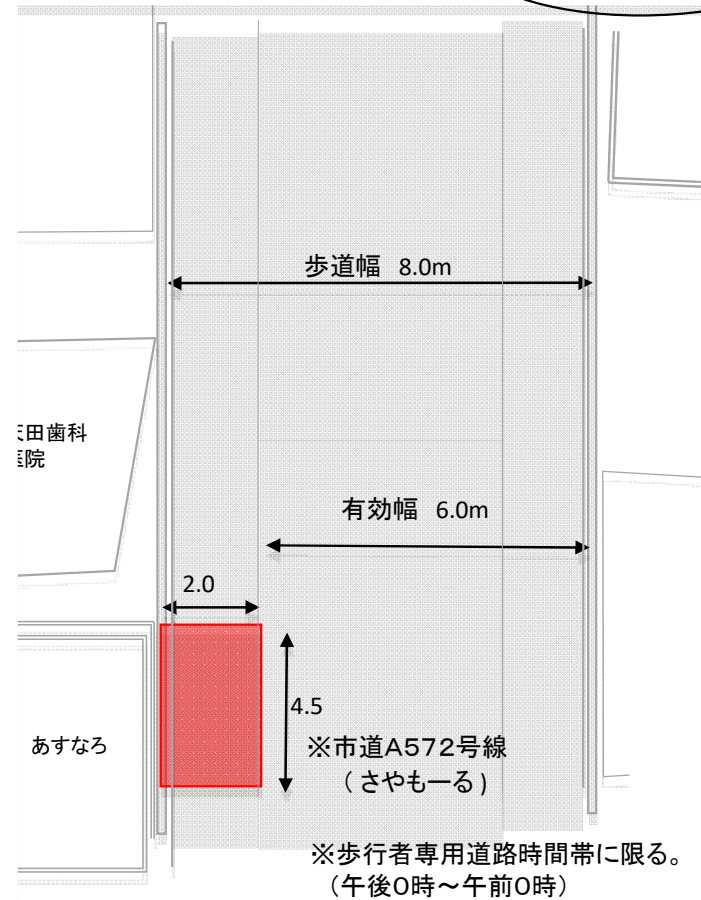
## 制度別詳細【道路占用許可基準の特例】


### 制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

#### 1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



⑥あすなる



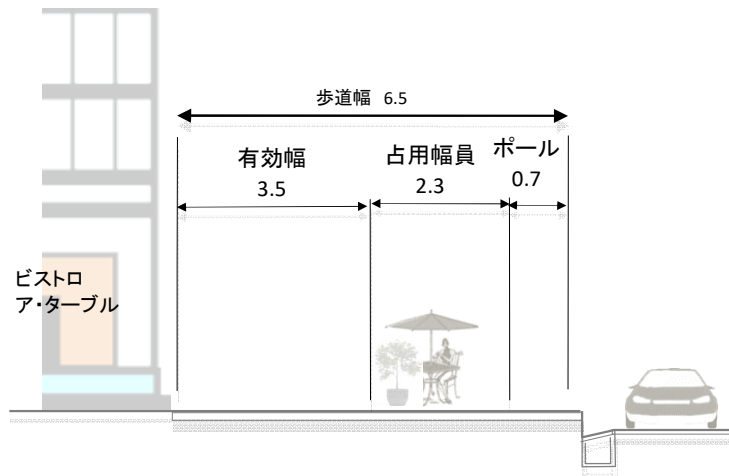
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域 

# 制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

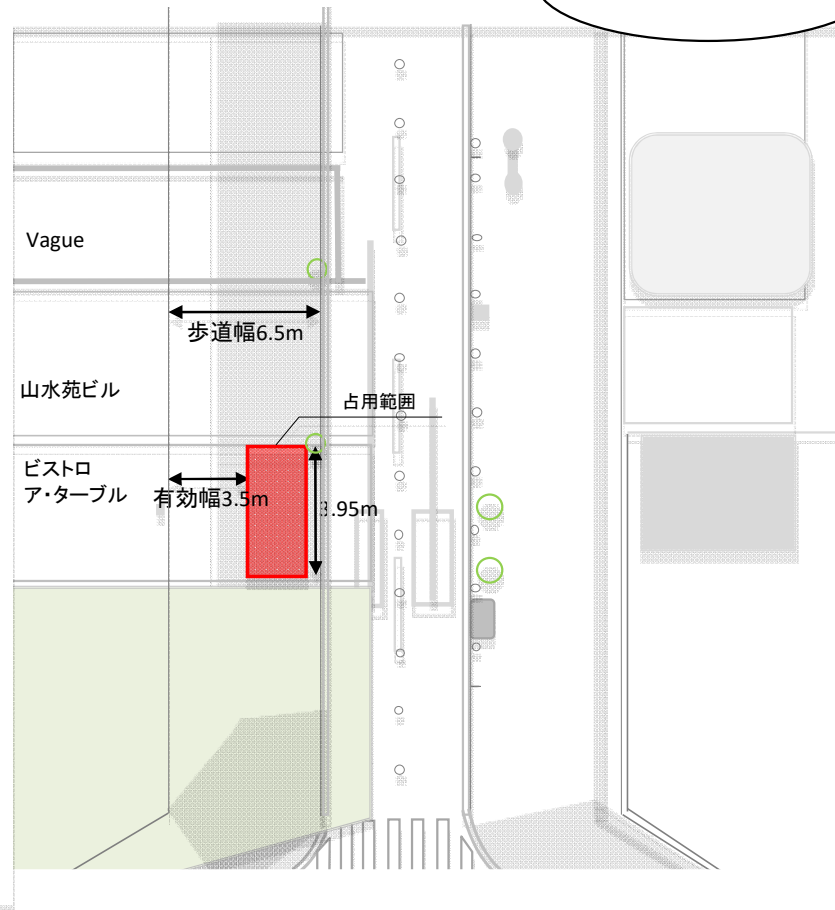
## 制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

### 1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



※主要地方道藤木高崎線



⑦  
ビストロア・テーブル

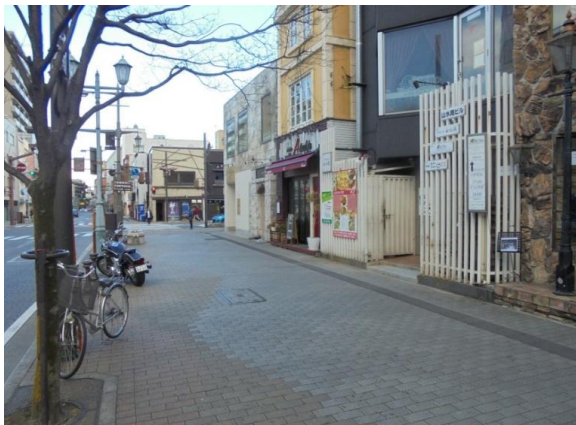
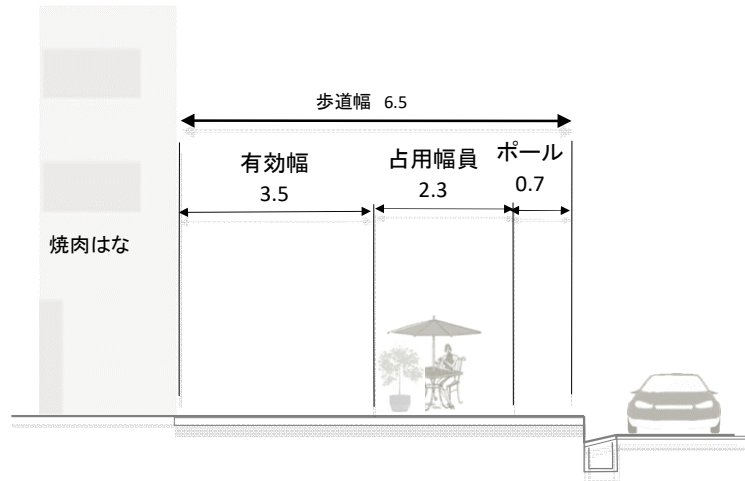
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

# 制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

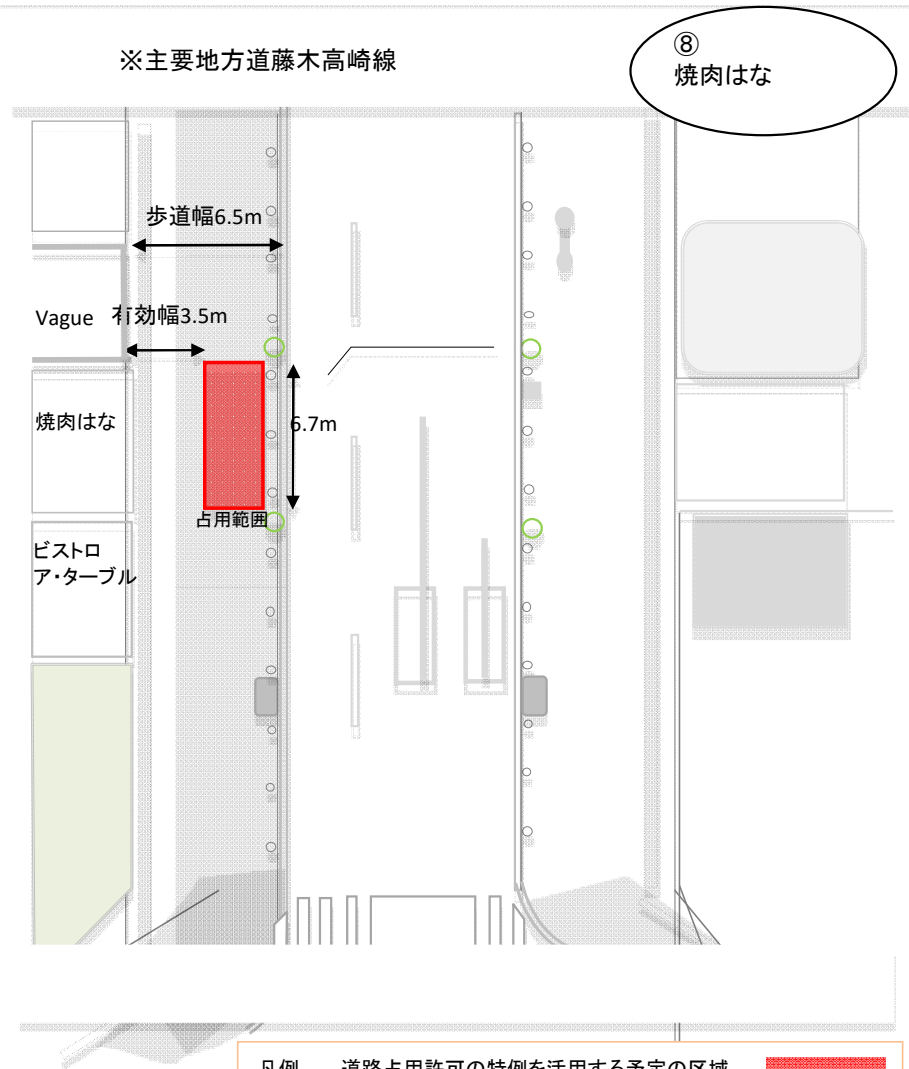
## 制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

### 制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

#### 1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



※主要地方道藤木高崎線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

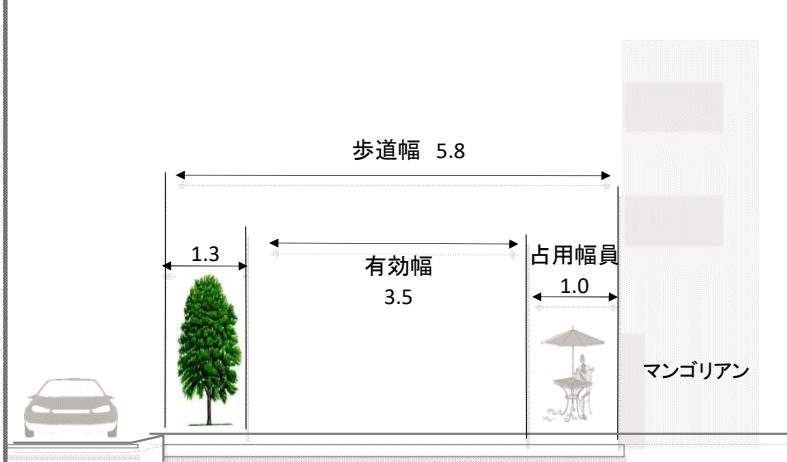


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

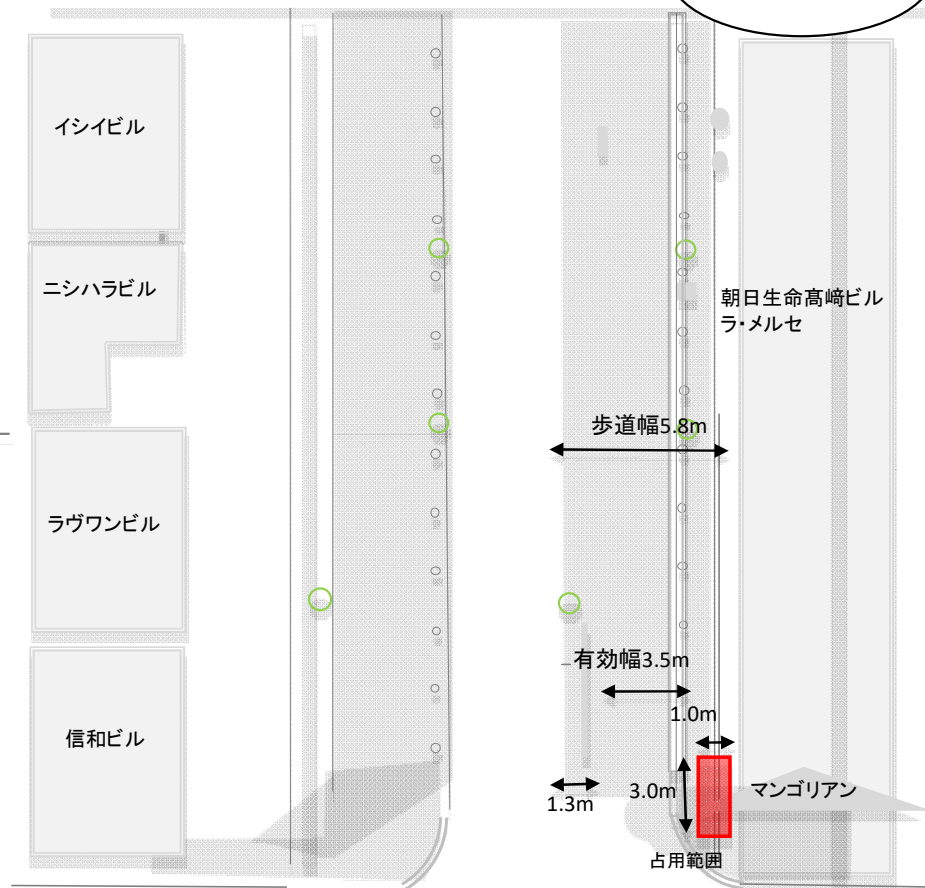
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



※主要地方道高崎停車場線

⑨  
マンゴリアン



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

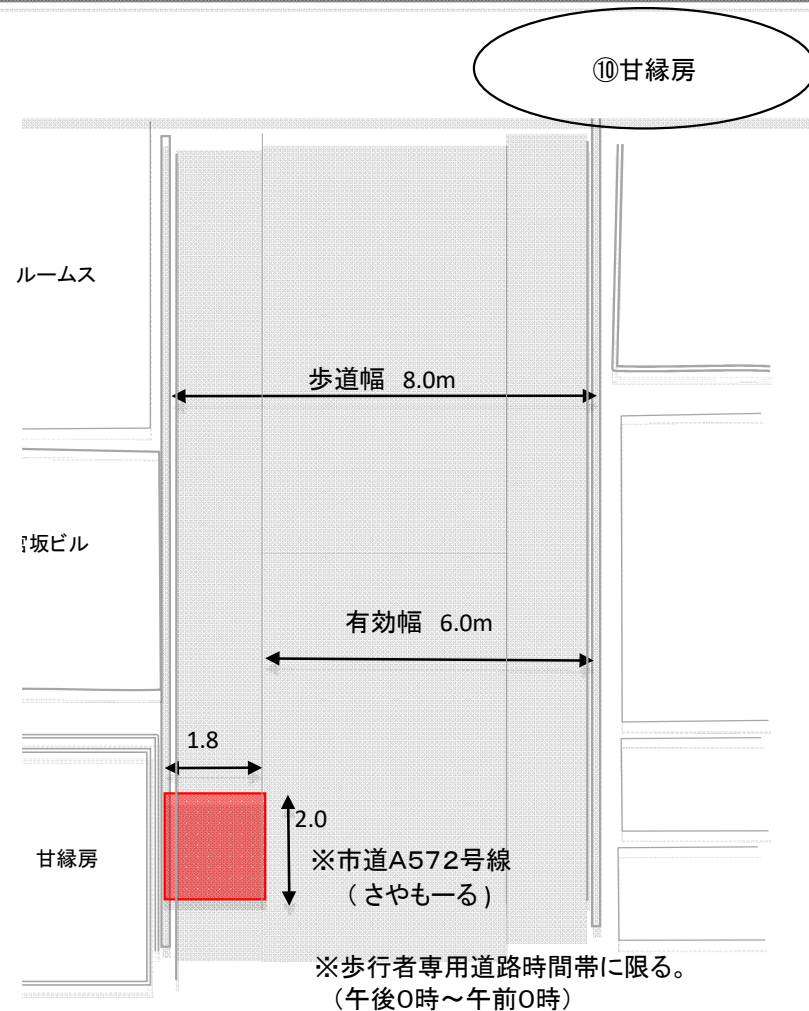
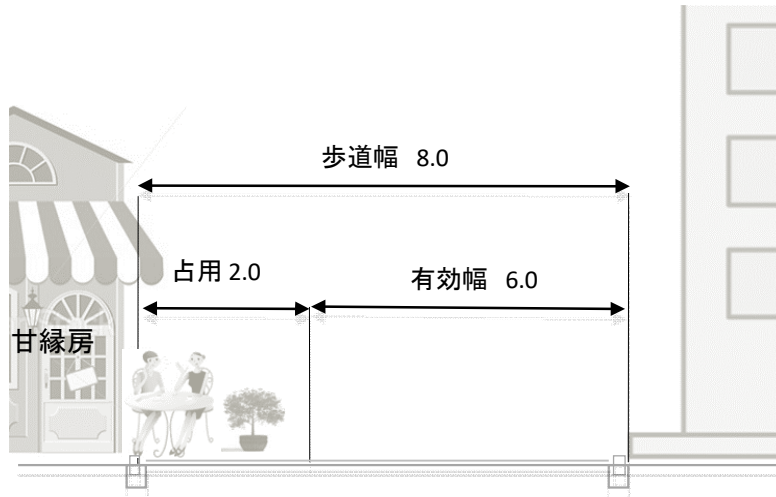


# 制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

## 制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

### 制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

#### 1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

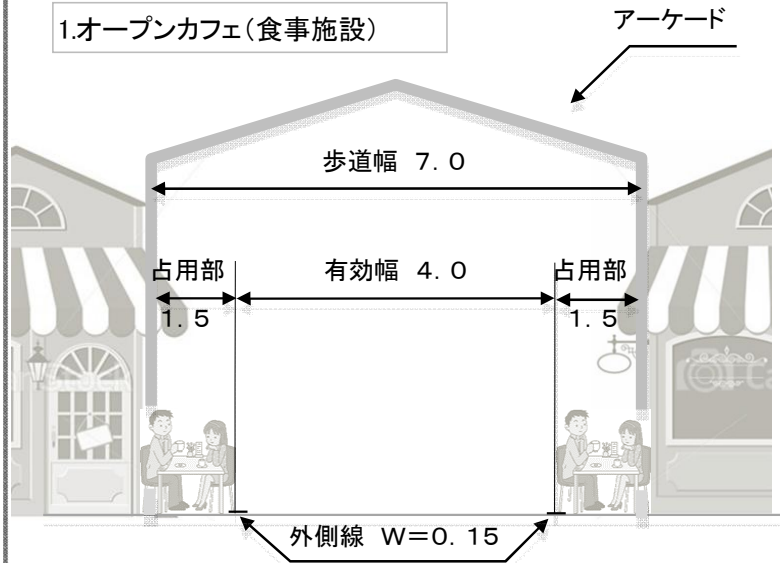


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

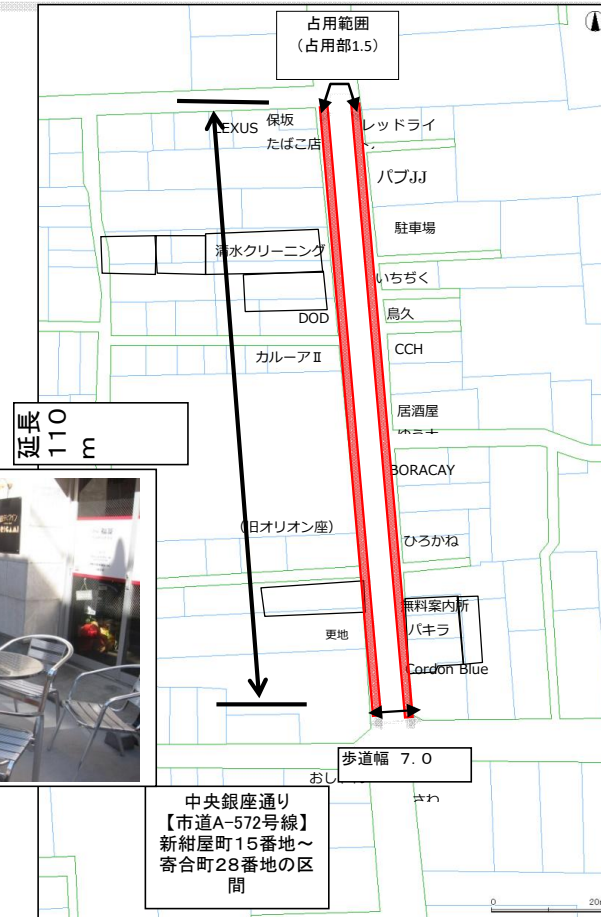
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(食事施設)



※ 通行規制: 12:00~24:00 車両進入禁止

中央銀座



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

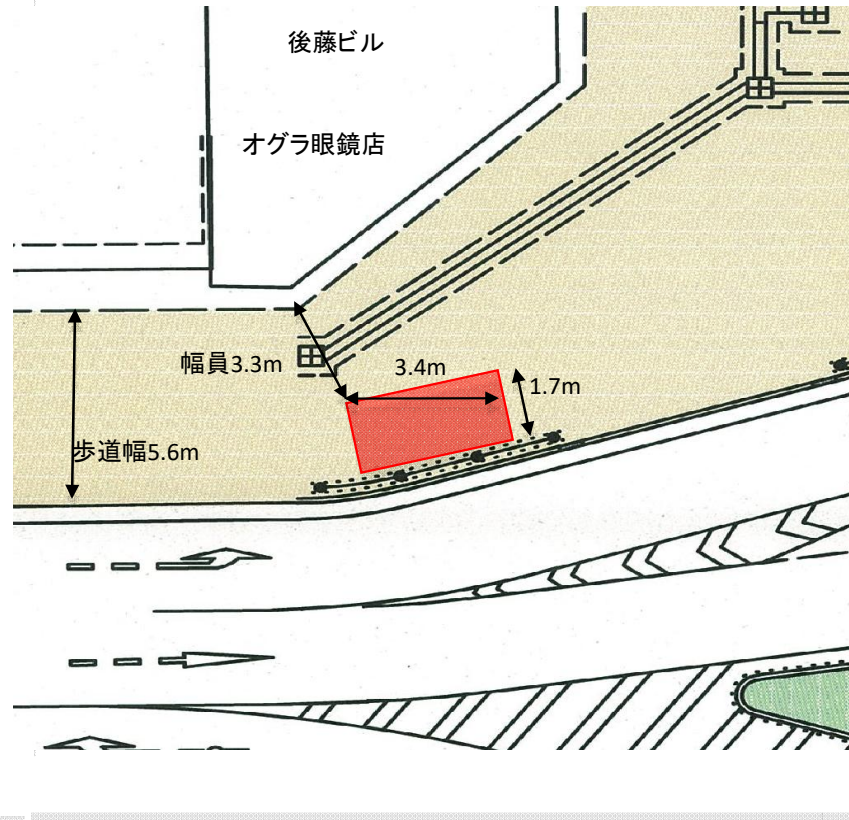
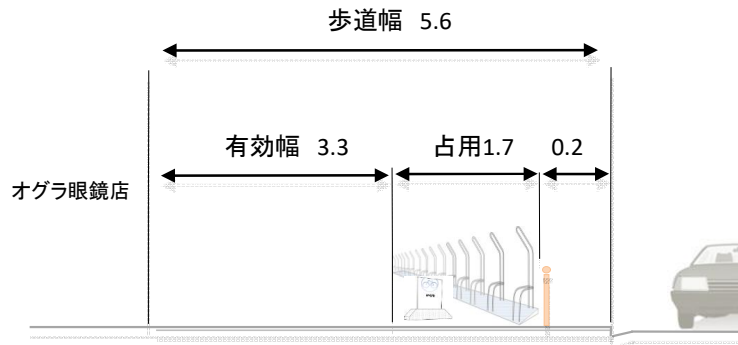
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】


制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2. 自転車駐輪器具

① 高崎オーパ前

市道A629号線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域 

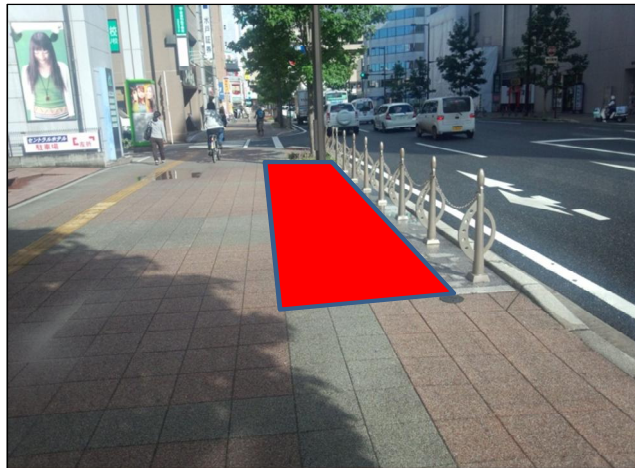
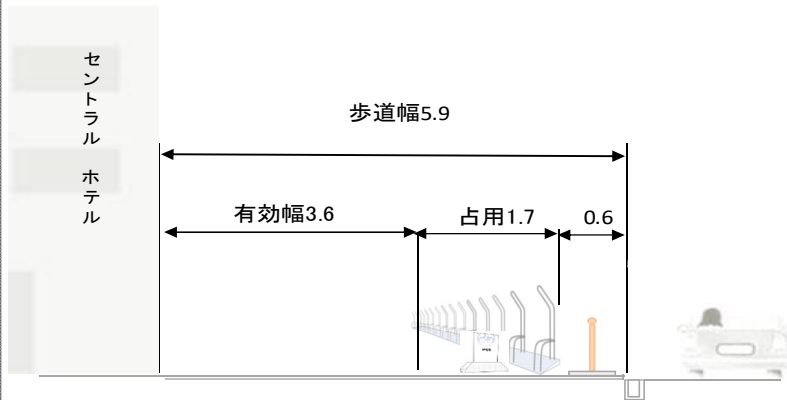
制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

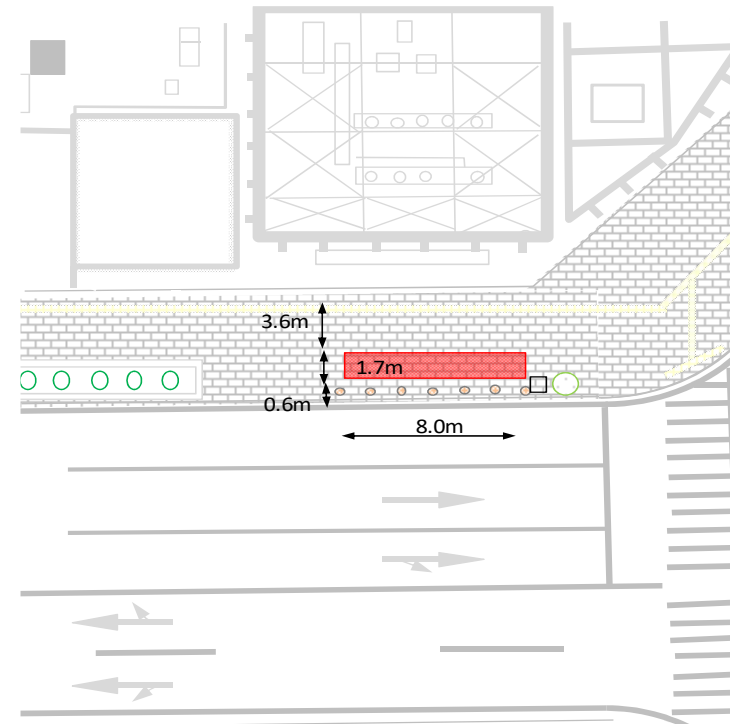
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2. 自転車駐輪器具

② セントラルホテル前



主要地方道高崎停車場線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

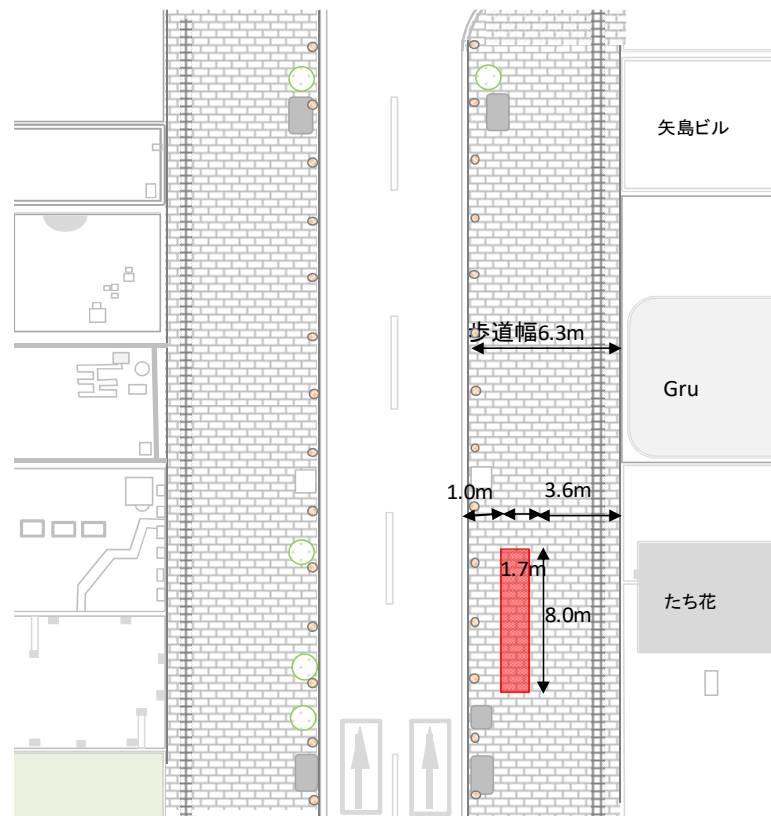
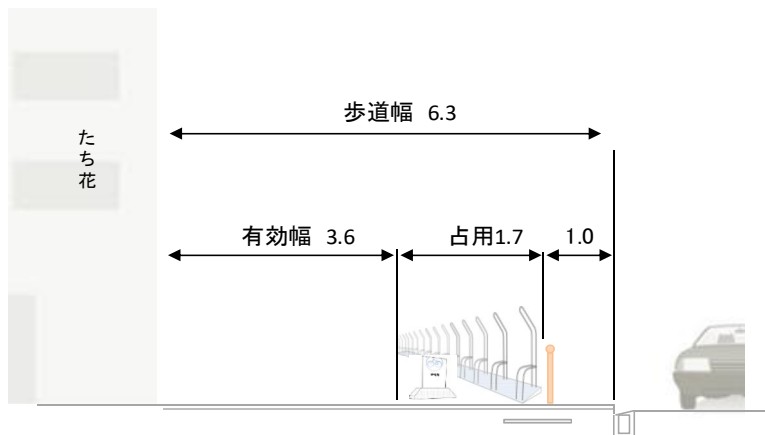
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2. 自転車駐輪器具

③ たち花前

主要地方道藤木高崎線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



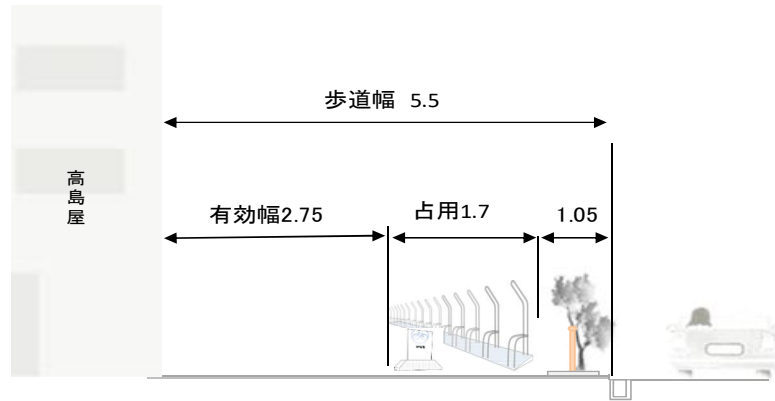
制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

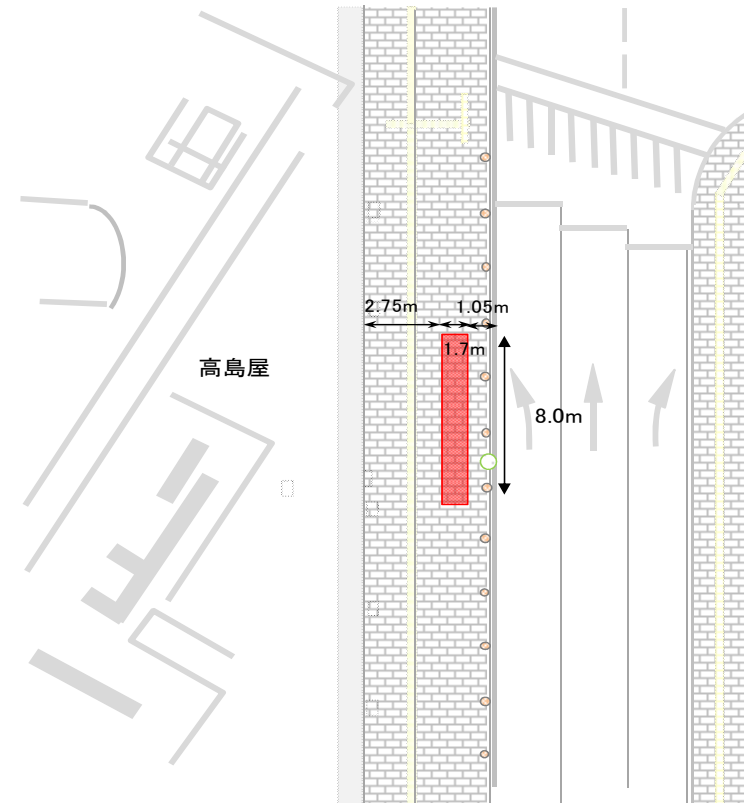
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2. 自転車駐輪器具

④ 高島屋前



市道A654号線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



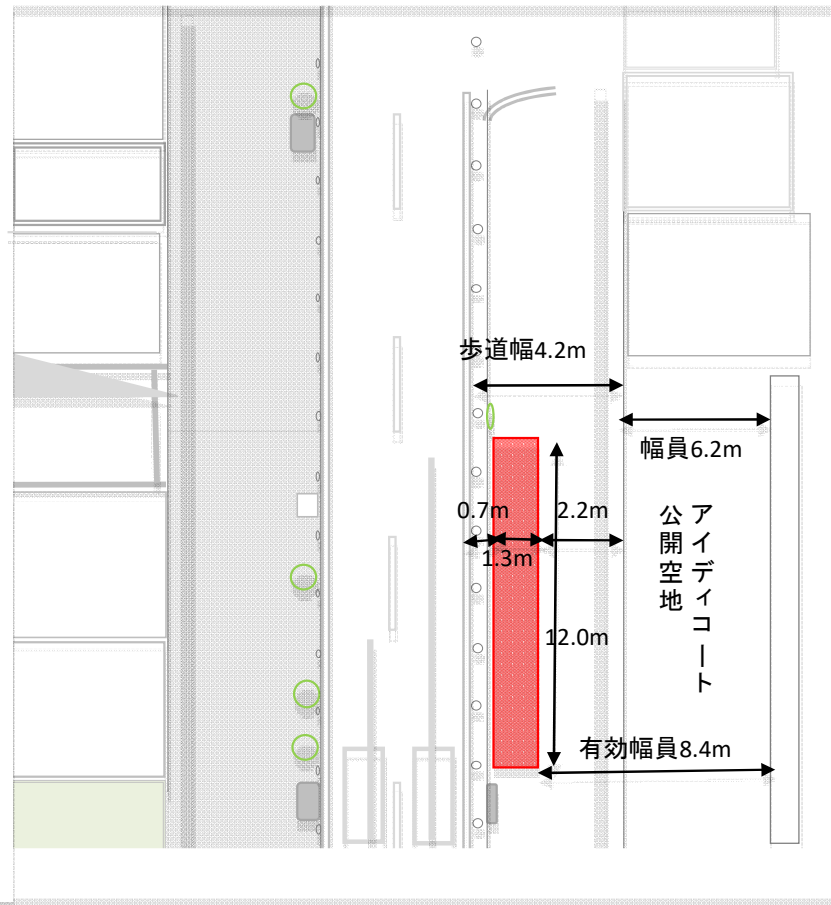
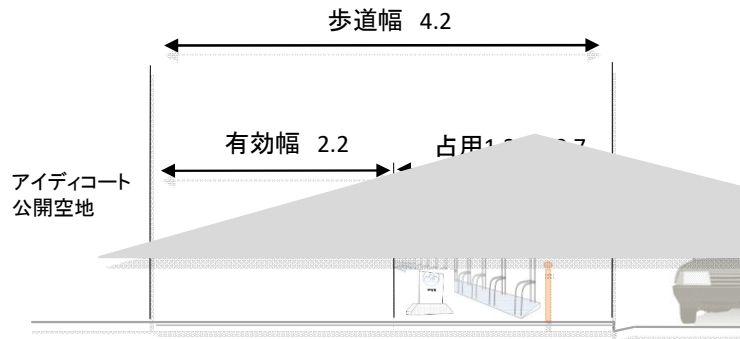
制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2. 自転車駐輪器具 ⑤ 慈光通り

市道A629号線(慈光通り)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

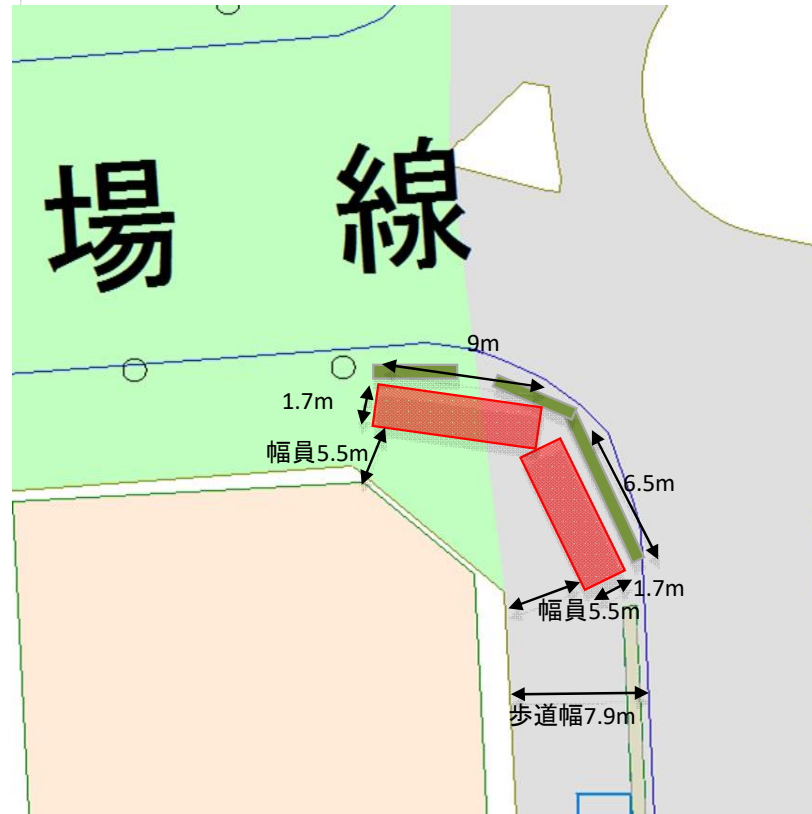
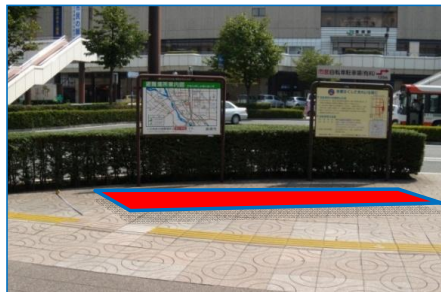
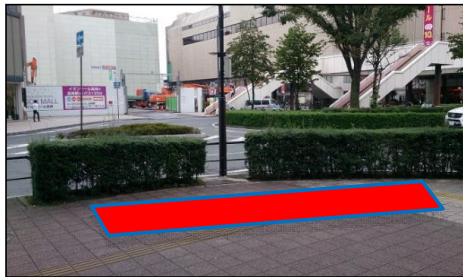
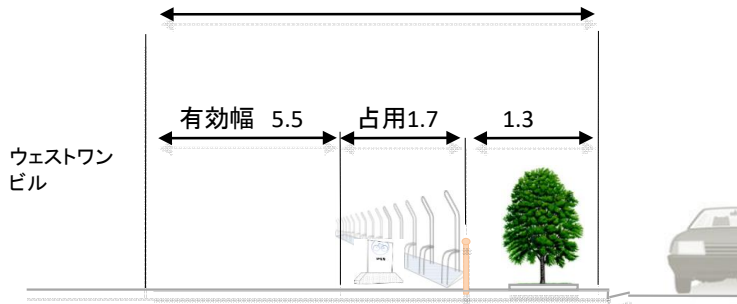
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

⑥ 駅西口広場

市道 A654号線

歩道幅 8.5



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



<p>高崎駅周辺地区(第2期)(群馬県高崎市)</p>	<p>面積</p>	<p>181 ha</p>	<p>区域 旭町、あら町、鍛冶町、鞆町、白銀町、真町、新紺屋町、砂賀町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、八島町、寄合町、連雀町、嘉多町(一部)東町、北通町、九蔵町、下横町、下和田町4丁目、下和田町5丁目、田町、高松町、鶴見町、宮元町、柳川町、弓町、羅漢町、和田町、岩押町、江木町、上中居町、北双葉町、栄町、本町、常盤町</p>
-----------------------------	-----------	---------------	--

※ 計画区域が分かるような

